

浄化槽維持管理指導指針

平成 15 年 10 月 23 日 制定

社団法人 宮城県生活環境事業協会

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

公益社団法人 宮城県生活環境事業協会

(目的)

第1 この指針は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年宮城県条例第 19 号。以下「条例」という。）等に定めるほか、浄化槽の維持管理について権原を有する浄化槽管理者（以下「管理者」という。）及び管理者から保守点検または清掃の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に係わる手続き及び作業方法等について、並びに浄化槽製造業者、浄化槽工事業者の責務等のうち浄化槽の適正な維持管理について必要な諸事項を示すことにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び生活排水の適正な処理を図り、もって宮城県の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、この指針の中で別に定めるもののほか、浄化槽関係法令等に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3 この指針は、宮城県内において適用する。ただし、市町村が独自に指針等を定めている場合は、この限りではない。

(維持管理の委託)

第4 管理者は、浄化槽の適正な維持管理のために、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業の登録業者に委託するものとする。

2 管理者は、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業の許可業者に委託するものとする。

3 保守点検または清掃の委託にあたっては、管理者及び受託者間で契約を交わすものとする。

(保守点検の内容)

第5 保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「省令」という。）第 2 条の規定によるほか、維持管理作業に際しての具体的な指針^{*}、メーカー発行の維持管理要領

書及び浄化槽の保守点検に係る点検項目等（別表1）に定める基準により実施するものとする。

（保守点検回数）

第6 保守点検の回数は、これまでの成果を踏まえ、将来に向けて地域社会の水環境の整備及び保全に積極的かつ効率的に取り組むための最適なものとする。

2 通常の使用状態においては、浄化槽の保守点検回数（別表2の1）に掲げる回数とする。その他の場合においては、注1及び注2を参考とするものとする。

（年間保守点検パターン）

第7 第5及び第6を踏まえた年間の保守点検パターンは、年間保守点検パターン（別表2の2）に示す。

（保守点検の記録）

第8 省令第5条第2項の規定に基づく保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（別表3）を参考とするものとする。

（帳簿）

第9 条例第10条第6項の規定に基づく帳簿は、浄化槽管理台帳（別表4）に浄化槽保守点検記録票を添えたものとする。

（清掃の内容）

第10 清掃は、省令第3条の規定によるほか、浄化槽維持管理ガイドライン及びメーカー発行の維持管理要領書に定める基準により実施するものとする。

（清掃回数）

第11 清掃の回数は、通常の使用状態においては浄化槽の清掃回数（別表5）に掲げる期間ごとに1回とする。その他考慮すべき状況にあっては、必要に応じた回数とする。

（清掃の記録）

第12 省令第5条第2項の規定に基づく清掃の記録は、浄化槽清掃記録票（別表6）を参考とするものとする。

（法定検査）

第13 管理者は、浄化槽の適正な維持管理のため、法第7条の規定に基づく設置後の水質検査及び法第11条の規定に基づく定期検査（以下「法定検査」という。）を受検するものとする。

（管理者の責務）

第14 管理者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 保守点検、清掃、法定検査が円滑に実施されるよう努めること。
- (2) 省令第1条の規定に基づく準則について、使用者に説明すること。

- (3) 法定検査及び保守点検の結果、改善が必要と認められたときは、速やかに所定の措置を講じること。
- (4) 法定検査の受検手続きは、受託者に委託すること。
- (5) 浄化槽に異常を認めた場合は、速やかに保守点検の受託者に連絡すること。

(受託者の責務)

第15 受託者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 管理者に、省令第1条の規定に基づく準則について説明すること。
- (2) 管理者に法定検査について説明し、速やかにその手続きを行うこと。
- (3) 管理者に浄化槽使用開始報告書の提出について説明し、速やかにその手続きを行うこと。
- (4) 緊急時、速やかに対応できる体制を維持すること。
- (5) 技術力の維持向上に、最大限努めること。
- (6) 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者間の連携を密にすること。
- (7) 市町村及び県保健福祉事務所（保健所）と連携を密にすること。
- (8) 指定検査機関である公益社団法人宮城県生活環境事業協会（以下「協会」という。）と連携を密にすること。

(浄化槽製造業者の責務)

第16 浄化槽製造業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 製造及び販売のルートを常に把握しておくこと。
- (2) 浄化槽の使用方法、保守点検の方法等を記載した説明書等を作成し、浄化槽を販売する際に購入者に交付すること。
- (3) 浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者に、必要に応じてその工事方法又は保守点検方法について技術指導を行うこと。
- (4) 協会より現場指導の依頼があった場合は、速やかに対応すること。

(浄化槽工事業者の責務)

第17 浄化槽工事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽工事を請負った場合、当該浄化槽に係る設置手続きについて浄化槽設置者に説明し、速やかにその手続きを行うこと。
- (2) 浄化槽工事を完了したときは、速やかにその旨を当該浄化槽の設置者及び当該浄化槽の保守点検の受託者に連絡すること。
- (3) 省令第5条第1項の規定に基づく最初の保守点検を行うときまでに、当該浄化槽の保守点検の受託者に、維持管理上必要な書類を送付すること。また、管理者に浄化槽使用開始報告書

の提出について説明するとともに、求めに応じ速やかにその手続きを行うこと。

(4) 浄化槽工事を完了したときは、浄化槽工事台帳（別表7）を作成し、整理、保存すること。

（協会の責務）

第18 協会は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 関係機関に対して、この指針の徹底に努めること。
- (2) 県及び市町村の行う浄化槽法施行細則（平成12年宮城県規則第75号）第3条に基づく浄化槽台帳の整備に協力すること。
- (3) 受託者より現場指導の依頼があった場合、速やかに対応すること。必要に応じて浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者への対応要請を行うこと。
- (4) 受託者及び浄化槽工事業者の技術力向上のため、講習会等を開催すること。
- (5) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に、地域住民、行政、関連業界の三者間の調整に努めること。

*小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成5年衛浄第16号）、高度処理小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成8年衛浄第22号）、窒素除去型小型合併処理浄化槽、中・大型合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の維持管理ガイドライン（平成12年衛浄第43号）。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月21日 一部改正）

この指針は、平成18年11月21日から施行する。

附 則

この指針は、公益社団法人宮城県生活環境事業協会の設立の登記の日（平成22年1月4日）から施行する。

附 則（平成22年11月29日 一部改正）

この指針は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 一部改正）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第5関係)

浄化槽保守点検に係る点検項目等

	処理方式	毎回実施する必要がある保守点検項目	起こりうる異常事例			
みなし 浄化槽 (単独)	全ばっ気方式	流入管の点検	流入管の詰まり, 汚水の系外流出	放	臭	
		散気管の点検	ばっ気室の腐敗(目詰まり)			
		エアレータの点検	ばっ気室の腐敗(異物付着)			
分散ろ床方式, 平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式	沈殿室のスカム返送	スカム流出	流	水	質	
	流入T字管の点検	流入管の詰まり, 汚水の系外流出				
	散気管の点検	ばっ気室の腐敗(目詰まり, 死水域の形成)				
分離接触ばっ気方式, 分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	接触材の点検	接触材の詰まり	質	の	発	
	逆洗操作	接触材の詰まり				
	移流口の点検	水位の上昇, 汚水の系外流出				
沈殿室のスカム返送	スカム流出	衛生環境の悪化	悪	化	生	
	流入管の点検					流入管の詰まり, 汚水の系外流出
	希釈水の調整					流入部の詰まり
嫌気ろ材の点検	ポンプの点検	水位の上昇, 汚水の系外流出	質	の	発	
	蚊はえの駆除	衛生環境の悪化				
	嫌気ろ材の点検	二次処理の高負荷, ろ材の脱落・浮上・水位の上昇				
計量装置の点検調整	嫌気ろ材の点検	一次処理の水位の上昇	質	の	発	
	接触材の点検	膜の剥離や肥厚化, 水位の上昇				
	ばっ気量の調整	膜の剥離や肥厚化				
散気管の点検	嫌気ろ材の点検	ばっ気槽の腐敗(目詰まり, 死水域の形成)	質	の	発	
	循環量の調整	汚泥堆積, 沈殿槽スロット部の詰まり, 汚泥巻き上がり				
	汚泥移送量の確認調整	返送管・沈殿槽スロット部の詰まり, 汚泥流出				
逆洗操作	逆洗操作	接触材の詰まり	質	の	発	
	沈殿槽のスカム返送	スカム流出				
	使用の状況に応じた調整	水質の悪化				
嫌気ろ材の点検	嫌気ろ材の点検	二次処理の高負荷, ろ材の脱落・浮上	質	の	発	
	計量装置の点検調整	一次処理の水位の上昇				
	担体の点検	ろ材の詰まり, 水位の上昇				
ばっ気量の調整	ばっ気量の調整	膜の剥離や肥厚化	質	の	発	
	散気管の点検	生物ろ過槽の腐敗				
	循環量の調整	返送管・移流口の詰まり				
汚泥移送量の確認調整	汚泥移送量の確認調整	返送管・移流口の詰まり	質	の	発	
	逆洗操作	ろ過部の詰まり, 水位の上昇				
	オリフィスの点検・清掃	送気量の不足, 目詰まり				
空気量配分の調整	オリフィスの点検・清掃	送気量の不足, 目詰まり	質	の	発	
	空気量配分の調整	各部の機能低下				
	処理水槽底部の点検	返送管・沈殿槽スロット部の詰まり, 汚泥巻き上がり				
共通	流入ポンプ	作動状況確認	ストレーナーの詰まり	質	の	
		作動状況確認	羽根車の異物の噛み込み			
		作動状況確認	冠水			
共通	プロワ	作動状況確認	ばっ気停止	質	の	
		消毒剤の残量確認, 補充	病原菌等の公共水域への流出			

別表 2-1 (第6 関係)

浄化槽保守点検回数

	処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	年 間 の 点 検 回 数	
			定 期 点 検	基 準 点 検
みなし 浄化槽 (単独)	全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	8回	4回
		2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	6回	6回
		3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	—	12回
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	9回	3回
		2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	8回	4回
		3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	6回	6回
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	2回	2回	
	2 処理対象人員が21人以上の浄化槽	10回		
浄化槽 (合併)	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	9回	3回
		2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	8回	4回
	性能評価型（旧第13構造）	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	9回	3回
		2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	8回	4回
	活性汚泥方式		—	52回
	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	—	52回
2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）		—	26回	
3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽		8回	4回	
<p>定期点検と基準点検について</p> <p>定期点検は、法の目的である公共用水域の水質保全の観点から決められた放流水の水質の技術上の基準（省令第1条の2）を満たすため（同基準適用外の施設にあつてはBOD処理性能を満たすため）実施する点検である。水質保全上最低限必要と思われる項目と、省令第6条第5項にかかわる項目を点検する。点検頻度は、実績から判断して原則毎月とする。</p> <p>さらに、法的には保守点検の技術上の基準（省令第2条）に従った網羅的な点検が義務付けられており、これを基準点検とし、定期点検を必要とする点検頻度のうち省令第6条第1項及び第2項に規定された回数については、基準点検を実施する。</p> <p>宮城方式では、定期点検と基準点検を組み合わせて年間の保守点検パターンを構成し、このパターンに基づき、最適な水質管理を行うことを目的としている。</p>				

注1 異常等が認められる場合について

定期点検時に異常が認められた場合は、必要に応じて基準点検に切り替え原因を探り、異常を解消する。定期点検時に基準点検と同等の点検を実施しなければ水質を維持できないことが実績から判明している施設の場合は、定期点検と基準点検の割合を見直し、施設の状態に応じた最適な年間点検パターンを検討する。

また、現行の保守点検回数では浄化槽の所期の性能が十分発揮できない場合、指定検査機関等を活用して原因究明に努め、判明した結果に基づき、速やかに必要な措置を講じること。保守点検の回数を増やすことで対応することが望ましい場合は、管理者と受託者とで協議して対処すること。

保守点検回数を増やすことで対応することが望ましい代表的な事例を以下に示す。

- 放流水質を維持するため頻繁な調整や作業が必要な場合
- 恒常的に流入負荷量が計画負荷量を大きく上回り、かつ槽の付け替え等による対処が困難な場合で、保守点検の頻度を上げれば対応が可能と見込まれる場合
- 現行の回数では、次回の保守点検まで消毒の効果や良好な放流水質を維持できない場合

注2 保守点検回数についての特例

保守点検回数を軽減する場合には、浄化槽の機能及び処理水等について、法定検査の結果から異常が認められないことを前提とする。具体的には、別荘等の季節稼働型施設の場合のほか、実流入負荷量が計画流入負荷量を大きく下回るなど、保守点検回数を軽減しても水質の維持が可能と判断された場合による。

なお、管理者が特に保守点検回数の軽減を要望する場合は、消耗部品の定期的交換や管理者による日常点検（ブロワ稼働の確認等）の必要性について説明し、保守点検回数軽減による水質悪化のリスクが出来るだけ小さくなるよう努めること。

注3 保守点検回数についての管理者への説明

受託者は管理者に対し当該浄化槽の水質保全に最適な保守点検回数（年間保守点検パターン）について、その作業する内容と必要性を、明解に説明すること。その際、管理者に複数のパターンを提示し選択を求めるときは、管理者が各パターンの経済効率性と水質悪化リスクを評価検討し判断できるようにすること。

別表3の1 (第8関係)

浄化槽保守点検記録票(小型合併/みなし浄化槽・定期点検)

証印

保守点検日時： 年 月 日 午前 / 午後 : ~ : 天候： 気温： ℃

管 理 者 名				メーカー/型式			
施 設 名				処 理 方 式			
施 設 住 所				処理対象人員	人	実使用人員	人
全 般	害虫の発生 (無・有) 《 駆除剤 》 臭気 (無・弱・強) 《 下水臭 し尿臭 腐敗臭 その他 》 流入の状況 (良・不良) 放流の状況 (良・不良)						
水質測定	処 理 水	透視度	残留塩素		その他		
			mg/L				
単 位 装 置 の 点 検							
一 次 処 理	異常な水位の上昇 (無・有) ろ材の状況 (良・不良)						
二 次 処 理	反 応 槽 (室)	ばっ気攪拌旋回流の状況 (良・不良) 発泡の状況 (無・有) 異常な水位の上昇 (無・有) 生物膜・活性汚泥の状況 (良・不良)					
	沈 殿 槽 (室) 等	スカム (無・有・除去)					
	消 毒 槽 (室)	スカム (無・有・除去) 堆積汚泥 (無・有・除去) 処理水との接触状況 (良・調整・不良) 消毒剤の補充 (不要・補充)					
調 整 関 係	流 量 調 整 装 置	水量・堰高 (良・調整)		生物膜の付着 (少・清掃)			
	循 環 装 置	水量・堰高 (良・調整)		生物膜の付着 (少・清掃)			
	送 風 機	作動状況 (良・不良)					
流 入 ・ 放 流 ポ ン プ	作動状況 (良・不良)						
総 合 判 断	良好 ・ おおむね良好 ・ 要清掃 ・ 要改善 ・ 要修理						
備 考				(会 社 名)			
				管理士名			

別表3の2 (第8関係)

浄化槽保守点検記録票(小型合併・基準点検)

証印

保守点検日時： 年 月 日 午前 / 午後 : ~ : 天候： 気温： °C

管理者名	メーカー/型式
施設名	処理方式
施設住所	処理対象人員 人 実使用人員 人

全般	槽本体の異常(無・有)《変形 破損 浮上 沈下 水平の狂い 漏水 その他》 害虫の発生(無・有)《駆除剤》
	臭気(無・弱・強)《下水臭 し尿臭 腐敗臭 その他》 管渠の異常(無・有)《異物の堆積 その他》
	流入の状況: 水道使用量(m ³ /日) 異物の混入(無・有)《油 夾雑物》 負荷の状況(高・通常・低)
	清掃時期 ()月に予定・早急に必要

水質測定

単位装置	水温	p H	D O	透視度	備考
一次処理・第1室	°C		mg/L	cm	
一次処理・第2室	°C		mg/L	cm	
二次処理・反応槽	°C		mg/L	cm	
処理水	°C		mg/L	cm	
処理水	アンモニア mg/L	亜硝酸 mg/L	硝酸 mg/L	りん酸 mg/L	残留塩素 mg/L

単位装置の点検

一次処理	第1室	スカム《 cm %》 堆積汚泥《 cm》 ガスの発生状況(良・不良) 異常な水位の上昇(無・有) ろ材の状況(良・不良)
	第2室	スカム《 cm %》 堆積汚泥《 cm》 ガスの発生状況(良・不良) 異常な水位の上昇(無・有) ろ材の状況(良・不良)
二次処理	反応槽	ばっ気攪拌旋回流の状況(良・不良) 散気管つまり(無・有) 担体の状況(良・不良) 異常な水位の上昇(無・有) 発泡の状況(無・有) 生物膜の付着状況(良・不良) 逆洗実施(無・有) 剥離汚泥の移送(無・有)
	沈殿槽等	スカム(無・有・除去) 堆積汚泥(無・有・除去) 処理水の越流状況(良・不良)
	消毒槽	スカム(無・有・除去) 堆積汚泥(無・有・除去) 処理水との接触状況(良・調整・不良) 消毒剤の補充(不要・補充)
調整関係	流量調整装置	水量・堰高(良・調整) バルブ開度 % → %に変更 堰高 L/分 → L/分に調整 生物膜の付着(少・清掃) 流量調整部水位(LWL MWL HWL)
	循環装置	水量・堰高(良・調整) バルブ開度 % → %に変更 堰高 L/分 → L/分に調整 生物膜の付着(少・清掃)
	送風機	作動状況(良・調整・修理・部品交換) エアフィルターの状態(良・清掃・交換) 逆洗設定(良・調整) 作動時刻《 : 》《 : 》《 : 》 作動時間《 分/回》
高度処理	リン除去	電極の交換(無・有) 通電の状況(良・不良) パワー目盛の設定(良・調整)《 》人 → 《 》人 警告ランプの確認(消灯・点灯) 制御ボックスの状況(良・不良)
	窒素除去	一次処理の状況(良・不良) 二次処理の状況(良・不良)
流入・放流ポンプ	自動制御機器の作動状況(良・不良) レベルスイッチの作動状況(良・不良) 絶縁の状況(良・不良)	

総合判断 良好 ・ おおむね良好 ・ 要清掃 ・ 要改善 ・ 要修理

管理者及び使用者への連絡事項	(会社名) 管理士名
----------------	-------------------

別表3の3 (第8関係)

浄化槽保守点検記録票(みなし浄化槽・基準点検)

証印

保守点検日時： 年 月 日 午前 / 午後 : ~ : 天候： 気温： ℃

管理者名			メーカー/型式				
施設名			処理方式				
施設住所			処理対象人員	人	実使用人員	人	
全般	槽本体の異常(無・有)《変形 破損 浮上 沈下 水平の狂い 漏水 その他》 害虫の発生(無・有)《駆除剤》						
	臭気(無・弱・強)《下水臭 し尿臭 腐敗臭 その他》 管渠の異常(無・有)《異物の堆積 その他》						
	流入の状況: 異物の混入(無・有) 負荷の状況(高・通常・低)						
清掃時期 () 月に予定・早急に必要							
水質測定							
単位装置			水温	p H	D O	透視度	その他
一次処理			℃		mg/L	cm	
二次処理		反応室	℃		mg/L	cm	
		沈殿室	℃		mg/L	cm	
三次処理			℃		mg/L	cm	
塩素イオン濃度	mg/L	亜硝酸性窒素	mg/L	SV30	%	残留塩素	mg/L
単位装置の点検							
一次処理		スカム(無・少・多) ガスの発生状況(良・不良) 異常な水位の上昇(無・有)					
二次処理	反応室	ばっ気攪拌旋回流の状況(良・不良) 散気管つまり(無・有) 発泡の状況(無・有) 異常な水位の上昇(無・有) 生物膜の付着状況(良・不良) 活性汚泥の状況(良・不良) 逆洗実施(無・有) 剥離汚泥の移送(無・有) ろ床及び注水の状況(良・不良)					
	沈殿室	スカム(無・有・除去) 処理水の越流状況(良・不良)					
三次処理	反応室	ばっ気攪拌旋回流の状況(良・不良) 散気管つまり(無・有) 発泡の状況(無・有) 異常な水位の上昇(無・有) 生物膜の付着状況(良・不良) 逆洗実施(無・有) 剥離汚泥の移送(無・有)					
	沈殿室	スカム(無・有・除去) 処理水の越流状況(良・不良)					
消毒室		スカム(無・有・除去) 堆積汚泥(無・有・除去) 処理水との接触状況(良・調整・不良) 消毒剤の補充(不要・補充)					
送風機		作動状況(良・調整・修理・部品交換) エアフィルターの状態(良・清掃・交換)					
流入・放流ポンプ		自動制御機器の作動状況(良・不良) レベルスイッチの作動状況(良・不良) 絶縁の状況(良・不良)					
総合判断		良好 ・ おおむね良好 ・ 要清掃 ・ 要改善 ・ 要修理					
管理者及び使用者への連絡事項		(会社名) 管理士名					

別表4 (第9関係)

浄化槽管理台帳

浄化槽 管理者	氏名又は名称	電話番号
	住所	
浄化槽の設置場所		
建築物の用途		
単独又は合併の区分		単独・合併
浄化槽の処理方式		
処理対象人員(水量)		人 (m ³ /日)
実使用人員(水量)		人 (m ³ /日)
設置届出年月日		年 月 日
使用開始年月日		年 月 日
工事業者の氏名等		電話番号
清掃業者の氏名等		電話番号
その他特記事項		

		年	年	年
清 掃	通知月日	/ / /	/ / /	/ / /
	実施月日	/ / /	/ / /	/ / /
定期検査月日		/	/	/
その他()		/ /	/ /	/ /

別表5 (第11関係)

浄化槽清掃回数

	処 理 方 式		期 間
みなし 浄化槽 (単独)	全ばっ気方式		6 月
	分離接触ばっ気方式, 分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式		1 年
	散水ろ床方式, 平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		1 年
浄化槽 (合併)	分離接触ばっ気方式, 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式		1 年
	性能評価型 (旧第13構造)	膜分離方式	6 月
		そ の 他	1 年

通常の状態における清掃回数は、上表の期間ごとに1回とする。

ただし、全ばっ気方式及び膜分離方式の清掃回数は、上表の期間（6月）ごとに1回以上とする。

なお、浄化槽保守点検の範囲で実施する汚泥の移送・調整は、清掃回数に含めない。

別表6 (第12関係)

浄化槽清掃記録票

清掃日	年 月 日	完了時間	午前 午後	時
管理者名	様			
施設名				
施設住所				
処理方式				
処理対象人員		実使用人員		

清掃箇所	引き抜き内容	引き抜き総量
一次処理	適量・全量	
二次処理	適量・全量	
三次処理	適量・全量	
		m ³

管理者への連絡事項	内部設備の破損・変形	有 ・ 無 (その状況)
	修理の必要性	有 ・ 無 (その内容)
	使用上の注意	有 ・ 無 (その内容)
	水張り	済 ・ 未 (その状況)
	その他	

備考	会社名/連絡先
	作業担当者

別表7 (第17関係)

浄化槽工事台帳		
設置者	住所	
	氏名及び名称	
工事完了年月日		年 月 日
設置場所の地名地番		
種	類	
処理の対象		
建築物の用途		
処理対象人員		
特記事項		